



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造  
(コード番号 9535 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 池上 博文  
TEL 082-252-3000 (総務部)

### 買収防衛策（停止条件付ライツ・プラン）の非更新（廃止）について

当社は、株主全体の利益の確保を目的として、平成 19 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の決議による承認を得て、当社の株券等の濫用的な買収行為に対する防衛策である「停止条件付ライツ・プラン」を導入し、その後、平成 22 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会において、内容を一部改訂した「買収防衛策（停止条件付ライツ・プラン）」（以下、「本プラン」といいます。）を再導入いたしました。さらに、平成 25 年 6 月 25 日開催の当社定時株主総会において、本プランを更新し、現在に至っております。

本プランは、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了しますが、当社は、本日開催の当社取締役会において、有効期間の満了をもって本プランを更新しないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、株主に関する基本的あり方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えております。他方で、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考え、当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる当社株券等の買収行為が行われようとする場合に、株主の皆さまの利益および当社グループ事業の公共性を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、本プランを導入・更新してまいりました。

しかしながら、本プランの導入時・更新時とは当社を取巻く経営環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透しており、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されていることから、現時点において本プランを更新する意義が相対的に低下してきているものと考えます。

また、当社は、昨年 3 月、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されましたが、上場会社と

して、当社が中期経営計画を着実に推進することにより健全で持続的な成長に向けた様々な戦略・施策を着実に実行し、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーからの信頼に応じていくこと、並びにコーポレート・ガバナンスのさらなる整備・強化に取り組むことこそが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。

このような状況のもと、本プランの当社における必要性が相対的に低下しているものと考えられること、並びに企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買収防衛策を取巻く環境や国内外の機関投資家等の声も参考にしつつ、有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新しないことを決定いたしました。

なお、当社は、本プランの有無にかかわらず、今後とも企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、当社は、今後も大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上